

# 土地の登記に係る 登録免許税の改正に関するお知らせ

平成 21 年 4 月 1 日から、土地の登記に係る登録免許税に  
関して次のような改正が行われましたので、お知らせします。

土地の売買による所有権の移転の登記等に係る登録免許税について、  
次のとおり、平成 21 年 4 月 1 日以後に引き上げることとしていた税率を  
2 年間据え置き、平成 23 年 4 月 1 日から段階的に引き上げることとされました  
(租税特別措置法第 72 条)。

登記の種類	本則	特例措置					
		H18.4.1 ～ H21.3.31	H21.4.1 ～ H22.3.31	H22.4.1 ～ H23.3.31	H23.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.1 ～ H25.3.31	
土地の売買による所有権の移転の登記	2.0%	改正前	1.0%	1.3%	1.5%	本則(2.0%)	
		改正後	1.0%			1.3%	1.5%
土地の所有権の信託の登記	0.4%	改正前	0.2%	0.25%	0.3%	本則(0.4%)	
		改正後	0.2%			0.25%	0.3%